

## 【寡婦(夫)控除等のみなし適用の対象事業等一覧】

対象事業等(10月1日以降から寡婦(夫)控除等のみなし適用となる事業)	担当窓口	問合せ先
病児保育利用料	子育て支援課	35-3140
放課後児童クラブ利用料		
助産及び母子生活支援施設入所者負担金		
休日保育利用料		
一時保育利用料		
夜間保育利用料		
短期入所及び夜間養護等負担金		
障がい者住宅改造費	福祉課	35-3356
障がい者屋根融雪装置設置費		
軽度・中等度難聴児補聴器購入費		
老朽空家等除去費	建築住宅課	35-3176
高齢者等住宅改造費	高年介護課	35-3178
高齢者等屋根融雪装置設置費		
介護保険料の減免		
社会福祉法人の介護保険利用者負担金軽減		
家族介護用品の購入費		
徘徊高齢者探索システム端末機 借用費用		
緊急通報システム機器借用費用		
日常生活用具費		
外出支援事業利用料		
高齢者バス優待乗車証購入費	上水道課	35-3149
上水道料金(生活困窮減免)	下水道課	35-3150
下水道使用料(生活困窮減免)	教育総務課	35-3153
私立幼稚園園奨励費(平成31年4月分から令和元年9月分まで)		

※ 上記の対象事業等において、平成31年4月1日以降利用しているものについては、4月1日に遡及適用されます。

※ 今後、対象事業等を追加等する場合がありますので、ホームページや子育て支援課窓口でご確認ください。

## 【既に寡婦(夫)控除等のみなし適用の実施済み対象事業等一覧】

下表の対象事業等は、国の例規等の改正により、既にみなし適用が実施されています。お手続きの方法は、担当窓口にお問合せください。

対象事業等(寡婦(夫)控除等のみなし適用の実施済みの事業)	担当窓口	問合せ先
保育所保育料	子育て支援課	35-3140
児童扶養手当		
児童手当		
母子家庭等就業支援費		
障害福祉サービス	福祉課	35-3356
自立支援医療費		
補装具費		
地域生活支援事業費		
障害児福祉手当		
特別障害者手当		
特別児童扶養手当		
福祉医療費(母子父子医療、重度心身障がい者医療の一部の事業)	建築住宅課	35-3176
市営住宅使用料	健康推進課	35-3160
養育医療費		